令状請求・発付段階

<table>
<tr><td>判断主体</td><td></td><td>捜索</td><td>差押え</td></tr>
<tr><td>捜査機関</td><td rowspan="2">条文</td><td colspan="2">218 条 1 項「犯罪の捜査をするについて必要があるとき」</td></tr>
<tr><td>令状裁判官</td><td>102 条 1 項「必要があるとき」（被疑者）、102 条 2 項には「必要」との文言なし</td><td>99 条 1 項「必要があるとき」</td></tr>
<tr><td>統合的解釈</td><td colspan="3">捜査の必要性
①当該対象に対し捜索・差押えを行うことによって得られる捜査上の利益を勘案して判断（犯罪の軽重、証拠価値、隠滅毀損のおそれ）→通常は関連性があれば必要性も肯定
②上記利益と捜索・差押えによる権利利益侵害とが明らかに均衡を欠く場合には必要性否定（→相当性をも含む概念）
∵明文、憲法 35 条・法 219 条が捜索差押えにつき令状を要求した趣旨は被疑者の人権保障
※捜索差押えについても令状審査段階における「必要性」が要件となると解する。（→巨大不動産など必要性が明らかにない場合にのみ書く）</td></tr>
<tr><td>捜査機関</td><td rowspan="3">条文</td><td colspan="2">規則 156 条 1 項「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」の提供</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令状裁判官</td><td colspan="2">憲 35 条「正当な理由」</td></tr>
<tr><td>102 条 1 項「必要があるとき」に解消される
102 条 2 項「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り」</td><td>99 条「証拠物又は没収すべき物と思料するもの」</td></tr>
<tr><td>統合的解釈</td><td colspan="2">蓋然性</td><td>関連性</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令状裁判官</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">◎219 条 1 項「罪名」
【罪名の記載の要否（特別法違反）】
「罪名」の明示要求の趣旨は、捜査機関が令状を他の事件に流用することを防止する点にある。適用法条の記載がなくても、他の記載とあいまって他事件への流用は防止でき、適用法条の記載は憲法上の要請でないことから、適用法条の明示は不要である。
【被疑事実の記載の要否】
逮捕状と異なり（200 条参照）、明文上捜索差押許可状において被疑事実の記載が要求されていない趣旨は、捜索差押許可状は被疑者以外の者に呈示することがあり得るため、被疑者のプライバシー権を保護した点にある。とすれば、（概括的記載がなされたため被疑事実の記載がなければ差し押さえるべき物の特定が困難であるといった特段の事情のない限り、）被疑事実の記載は不要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎記載の程度：「捜索すべき場所、身体若しくは物」（憲法 35、法 219Ⅰ）の特定
憲法 35 条・法 219 条 1 項が「捜索すべき場所」の特定を要求した趣旨は、裁判官による「正当な理由」の実質的審査を確保し、現場捜査官の過誤・逸脱を防止する点にある。そこで、「捜索すべき場所」については、裁判官による令状審査を可能にし、捜索期間が捜索対象となる場所を識別可能な程度に特定されている必要がある。
【「場所」】
空間的一の明確性と管理権の単一性を満たす場合には、特定されているといえる。
【「身体」】
人物を特定しないと裁判官が目的物所持の蓋然性を審査できないため、原則として人物を特定しなければならないが、その場所にいるすべての者が目的物を所持している蓋然性が認められる場合は、特定性の要請に反しない。</td><td>◎記載の程度：「差し押さえるべき物」（憲法 35、法 219Ⅰ）の特定～「…その他、本件に関係する一切の物件」概括的記載
特定要求の趣旨は、裁判官による「正当な理由」の実質的審査を確保し、現場捜査官の過誤・逸脱を防止する点にある。そこで、捜査機関が令状の記載自体から差押対象物件に当たるのかを判断できる程度の記載を要する。もっとも、捜査初期段階における流動性に鑑み、①概括的記載が具体的例示に付加されたものであって、②令状記載の被疑事実に関係があり、③例示物件に準じる物件を指すことが明らかである場合は、概括的記載も許容される。※適法で固まっているので、サラっと書く！</td></tr>
</table>